

# 令和6年度 水戸市立千波中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## I はじめに

### 1 国の基本方針の内容

いじめ防止に社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

### 2 いじめの定義(平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より)

(定義)

第二条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の主観を重視し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。

- ① 当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ② 行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ③ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等が「物理的な影響」と見なす。

(2) いじめの様態については、次の様なものがある。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。

(4) 全ての生徒が安全・安心な学校生活を送るために解決しなければならない重要な課題として教職員が意識を深める必要がある。

### 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの一部抜粋と要約(平成 29 年 3 月文部科学省)

#### 【いじめの重大事態】

- いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

#### 【重大事態を把握する端緒】

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### 【被害者・保護者に対する調査方針の説明】

- 調査実施前に、被害者・保護者に対して以下の①～⑥について丁寧に説明を行うこと。

- ① 調査の目的・目標、
  - ② 調査主体（組織の構成、人選）、
  - ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、
  - ④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の対応、聞き取り等をする範囲等）、
  - ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法等）、
  - ⑥ 調査結果の提供
- ※⑥については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するかを、あらかじめ説明しておく。
- ※個人情報については、個人情報保護条例等に従って行うことを、あらかじめ説明しておく。

#### 【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

- 調査結果の報告
  - ・ 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。
  - ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対

する報告にそえることができること。

○ 調査結果の公表

- ・ 調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒、保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・ 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

○ 第三者調査委員会等が取得した情報の提供について明記

- ・ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。
- ・ 学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

【調査結果を踏まえた対応】

○ 加害児童生徒に対する指導について明記

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

○ 調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記

学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

【地方公共団体の長等による再調査】

- これまで、重大事態の調査後における地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていないため、指標を示す。

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ ただし、上記の①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

#### 4 本校の方針

いじめ防止対策推進法及び水戸市いじめ防止基本方針や文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）を受け、これまでの取組を踏まえ、校長を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、水戸市教育委員会（総合教育研究所）との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめ問題への更なる取組を進める。

また、生徒・保護者・地域との連携により、信頼関係を深めることにも配慮していく。

## II 本校の教育目標

心身ともに健全で、知性に富み、心豊かな人間を育成する
----------------------------

## III 目指す学校像

みんなが主役の学校

生徒も教職員も元気な学校

子どもたちにとって楽しい学校

教師にとってやりがいのある学校

保護者・地域から信頼される学校

## IV 目指す生徒像「千波佳人」

- 1 みんなのために尽くす
- 2 誠実に生きる
- 3 気品を高める

## V 基本的な方針

全職員が「協働意識」をもち、「情報の共有」を図りながら組織としていじめ防止に取り組む。

### 1 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年主任が中心になって組織する。

必要に応じて、特活主任・養護教諭・豊かな心育成コーディネーター・担任・スクールカウンセラーが加わる。

(2) 年間計画の作成や、いじめ防止対策の具体的なマニュアルの検討と作成を行う。

(3) 生活実態調査（いじめ実態調査）の実施、オンライン相談窓口の設置等による情報の収集と情報の共有に努め、対応チームの編成や対応策の検討を行う。

### 2 運営委員会・生徒育成部委員会の活用

(1) 週 1 回行っている運営委員会・生徒育成部委員会で情報を共有し対応策を具体的に協議する。

(2) 対応チーム編成の必要について検討し、チーム内の役割分担まで決定する。

### 3 職員会議・職員研修の実施

- (1) 具体的な資料をもとに、職員研修の機会を設定し、いじめに対する考え方・情報収集の方法・指導体制の作り方・具体的な指導方法等について、生徒の実態に即した研修を行う。

## VI 未然防止等に関して

### 1 「水戸市立千波中学校いじめ防止基本方針」の策定

- (1) 学校としての基本的な方向、取組の内容等を定める。
- (2) 生徒会役員をはじめ、生徒にも意見を求め、生徒の意識の向上に努める。
- (3) 保護者や地域の方の意見も取り入れる。

### 2 いじめ未然防止等に関する取組

- (1) 校長のリーダーシップの下に全ての教職員が学校の教育活動において、危機管理意識を高めいじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修の実施を図り、教職員の意識改革や資質の向上を図る。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 人権教育や道徳教育及び体験活動等の充実を図ることで規範意識の高揚に努め、基本的な生活習慣や人間としての生き方を身に付けさせる。
- (4) 生徒会が主体となっていじめ解決推進事業に取り組み、「いじめ解決フォーラム」の充実を図り、生徒が主体的にいじめに関して考える機会を設定する。
- (5) 児童生徒一人一人を大切に、集団の一員として自己有用感を育てる学級活動や授業の展開を図る。
- (6) 発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一障害や性的指向、性自認に係る児童生徒、自然災害等により被災したり避難したりしている児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) インターネットや携帯電話（LINE）等を通じて行われる、いじめを防止するための啓発活動を推進する。
- (8) 学級、部活動、縦割り活動等さまざまな集団で、あいさつ運動やボランティア活動を奨励し、思いやりの心や奉仕の心等豊かな心の涵養に努める。
- (9) 船中泊を伴う自然教室・修学旅行・職場体験学習・ボランティア活動等体験的学習を組織的・系統的に行い、生き方を学ばせ、キャリア能力の育成を図る。
- (10) 保護者会・青少年育成会・故郷千波を創る協議会・学校運営協議会・学校関係者評価委員会等で学校の取組について説明し、理解と協力を求め防止に努める。

## Ⅶ 早期指導等に関して

### 1 早期発見に向けた取組

- (1) 毎月実施している「生活実態調査（いじめ実態調査）」や、生活ノート（生徒と担任の交換ノート）、個別相談、チャンス相談の実施、校内オンライン相談窓口の設置により、早期発見に努め、気になることについては、担任だけでなく学年主任、生徒指導主事、複数の教職員で確認・情報共有を行う。
- (2) 保護者との連携を図り、生徒の小さな変化にも気付くことができるよう、生徒の観察に努めスクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。

### 2 日々のいじめ防止に向けた流れ

- (1) いじめの認知、認知した際の対応、いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応を、教職員で共通理解するとともに各校の「学校いじめ防止基本方針」の確認を行う。
  - 毎月の生活実態調査の実施方法については、記名選択式で行うことや、家庭での記入等、見直しを図りながら実施するとともに、必要に応じて随時アンケート等を実施し、生徒の実態把握に努める。
- (2) 児童生徒の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておく。また、担任は、小さな変化や生徒からの相談についても一人で抱え込まず、学年主任又は、生徒指導主事に報告する。
  - 生活ノート等の記述に関して気になることについては、担任だけでなく、学年主任、生徒指導主事等、複数の教職員で確認・情報共有を行う。
  - 担任や学年主任、部活動顧問等、生徒に係わる職員は、定期的なアンケートの結果に過信せず、あいさつの表情や会話等、日常の生徒の様子を把握することに努め、気になったときにはすぐに面談等を行う。
- (3) 面談での情報は、面談を行った教職員のみにとどめず、学年主任又は、生徒指導主事に報告し、さらに家庭との連携に努める。

### 3 早期指導の取組

- (1) いじめられている事実を把握した際には、速やかに当該生徒から事情を聞くとともに、学校をあげて当該生徒を守ることや指導を検討することを伝える。保護者とも連携し、協力して状況の改善に努める。
- (2) いじめ防止対策委員会を開催し、情報を共有するとともに、役割を明確にした対応チームを編成する。
  - ① 被害生徒からの聴取と、当該生徒の保護者への対応を行う。
  - ② 加害生徒からの聴取と、当該生徒の保護者への対応を行う。

- ③ 周辺生徒(学級・部等)からの事実関係の聴取を行う。
  - ④ 連絡調整を行い、事実関係を整理するとともに、記録に残す。
  - ⑤ 具体的な対応策を検討し、職員への指示、関係機関(教育委員会・警察署・児童相談所等)との連絡を校長または教頭が行う。
- (3) 指導の基本的態度として、『いじめは絶対に許さない』と毅然とした態度で指導する。
- ① 情報の共有により、全職員が協調して指導に当たる。
  - ② 継続的な指導により、行為が繰り返されることの未然防止を図る。
  - ③ 教職員は、生徒の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動をとる。
  - ④ いじめを行った児童生徒についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

#### 4 いじめの解消について

##### (1) 「いじめの解消の定義」について

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間を目安として止んでいる状態が継続している。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断をする時点で、被害児童生徒及び保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

##### (2) いじめの解消に向けた取り組み

- ① いじめの事実を確認したら、迅速に組織的な指導体制で対応し、いじめを止めさせるとともに再発防止に努める。
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援を優先的に行い、情報共有に努める。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童生徒による、いじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで解消したと判断しない。
- ④ 傍観している児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- ⑤ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて「いじめ防止対策推進法」に基づき、警察等の関係機関等の協力を求める。
- ⑥ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講じる。
- ⑦ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て組織的に再発を防止する措置をとる。
- ⑧ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大な事態の発生時の措置

### (1) 重大事態の定義

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
（※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。）

### (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

#### ① 学校

学校は、教育委員会と連携し、事実解明の協力を依頼する。いじめの事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

#### ② 教育委員会

教育委員会は、混乱にある学校への指導・支援を行い、公正かつ客観的調査による事実解明に尽力し、事実をありのままに伝え、説明責任を果たすように努める。重大事態の判断については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者からの申し立てがあった場合には、その訴えに真摯に対応する。

### (3) 重大事態の国への報告

文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第 28 条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

### (4) 重大事態への対処の流れ

- ① 教育委員会を經由し、市長へ報告
- ② 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断
- ③ 調査組織の設置
- ④ 調査方針の説明
- ⑤ 調査の実施
- ⑥ 聴取内容の記載と今後の支援方針の検討
- ⑦ 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供
- ⑧ 聴取の結果を市長に報告
- ⑨ 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生防止のため必要な措置



(5) 重大な事態の発生時の生徒への措置

- ① 被害に遭った生徒の生命を守ることを最優先とする。
- ② いじめ防止対策委員会内に校内調査委員会を設置し、事実を掌握する。
- ③ 事実関係に沿って具体的な対応を指示するとともに、市教育委員会へ報告し指示を受ける。
- ④ 二次的な被害を防止するために、加害生徒への指導や保護者への協力を依頼する。
- ⑤ 外部機関への情報の提供については、生徒の人権保護を踏まえ、窓口を一本化する。
- ⑥ 校内サポートチームを立ち上げ、一般生徒のメンタルケアに努める。
- ⑦ P T A役員と連携し、情報の提供と協力体制の確立を目指す。

6 その他

学校の取組の評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置づける。

**いじめ防止体制**

